

中山間地域等における小規模事業所加算に係る確認書

事業所番号	3	4										
事業所名												

※届出を行うサービスに○をすること。

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 訪問介護・訪問型サービス | 2 (介護予防)訪問入浴介護 |
| 3 (介護予防)訪問看護 | 4 (介護予防)訪問リハビリテーション |
| 5 (介護予防)居宅療養管理指導 | 6 (介護予防)福祉用具貸与 |
| 7 居宅介護支援 | 8 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 9 夜間対応型訪問介護 | 10 小規模多機能型居宅介護 |
| 11 複合型サービス | |

●居宅サービス・居宅介護支援用

年 月	年										計	1月当たりの平均	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			2月
延訪問回数又は 実利用者数												(A)	(A)÷実績月数

年 月	年			計	1月当たりの平均
	月	月	月		
延訪問回数又は 実利用者数				(B)	(B)÷3

※前年度の実績が6月に満たない事業所は、直近の3ヵ月間の平均とすること。
 (3月に届出を行う場合は、12月、1月、2月の平均)
 ※この場合には、平均延利用者数又は平均実利用者数を毎月記録し、要件を満たさなくなった場合には加算の取り下げを行うこと。

●介護予防サービス・訪問型サービス用

年 月	年										計	1月当たりの平均	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月			2月
延訪問回数又は 実利用者数												(C)	(C)÷実績月数

年 月	年			計	1月当たりの平均
	月	月	月		
延訪問回数又は 実利用者数				(D)	(D)÷3

※前年度の実績が6月に満たない事業所は、直近の3ヶ月間の平均とすること。
 (3月に届出を行う場合は、12月、1月、2月の平均)
 ※この場合には、平均延利用者数又は平均実利用者数を毎月記録し、要件を満たさなくなった場合には加算の取り下げを行うこと。

※中山間地域等における小規模事業所加算(10%)の算定要件

- ①事業所の所在地が当該加算の対象地域(詳細は「対象地域一覧表」又は担当窓口へ確認)に所在していること。
(注:事業所の所在地が、特別地域加算対象地域に該当している場合は対象外)
- ②前年度(3月を除く)又は直近3ヵ月間における1月当たりの平均が、以下の要件に該当していること。

【小規模事業所の要件】

- | | | | |
|----------|--------------------|------------------|-------------------|
| 訪問介護 | : 平均延訪問回数が200回以下/月 | 訪問型サービス | : 平均実利用者数が5人以下/月 |
| 訪問入浴介護 | : 平均延訪問回数が20回以下/月 | 介護予防訪問入浴介護 | : 平均延訪問回数が5回以下/月 |
| 訪問看護 | : 平均延訪問回数が100回以下/月 | 介護予防訪問看護 | : 平均延訪問回数が5回以下/月 |
| 訪問リハビリ | : 平均延訪問回数が30回以下/月 | 介護予防訪問リハビリ | : 平均延訪問回数が10回以下/月 |
| 居宅療養管理指導 | : 平均延訪問回数が50回以下/月 | 介護予防居宅療養管理指導 | : 平均延訪問回数5回以下/月 |
| 福祉用具貸与 | : 平均実利用者数が15人以下/月 | 介護予防福祉用具貸与 | : 平均実利用者数が5人以下/月 |
| 居宅介護支援 | : 平均実利用者数が20人以下/月 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | : 平均実利用者数が5人以下/月 |

特別地域加算及び中山間地域等加算対象地域一覧表

	特別地域加算対象地域 (15%)		中山間地域等(☆1)における小規模事業所加算対象地域 (10%)
	中山間地域等(☆2)に居住する者へのサービス提供加算(5%)		
広島市	佐伯区	湯来町, 杉並台 五日市町(上小深川, 下小深川, 上河内, 下河内) 藤の木1丁目~4丁目, 河内南1丁目及び2丁目	—
	安佐南区	沼田町(阿戸, 吉山), 伴北7丁目	—
	安佐北区	安佐町(小河内, 久地, くすの木台), 大林町, 大林1丁目~4丁目, 狩留家町, 小河原町, 上深川町 白木町(井原を除く)	—
	安芸区	阿戸町	—
呉市	豊町, 豊浜町, [情島]		倉橋町, 蒲刈町, 下蒲刈町, 安浦町
竹原市	仁賀町, 田万里町		特別地域加算対象地域を除く全域
三原市	大和町(篠, 蔵宗, 萩原, 福田, 上徳良, 下徳良, 大草, 平坂, 姥ヶ原), 鷺浦町(須波, 向田野浦)		特別地域加算対象地域を除く全域
尾道市	百島町, 因島重井町細		旧尾道市, 御調町, 瀬戸田町
福山市	走島町		内海町, 新市町藤尾
府中市	上下町(松崎, 深江, 国留, 矢野, 矢多田, 井永, 水永, 佐倉, 岡屋, 階見, 小堀, 小塚, 有福, 二森)		三郎丸町, 諸毛町, 小国町, 目崎町, 父石町, 上山町, 荒谷町, 河佐町, 久佐町, 河南町, 篠根町, 河面町, 僧殿町, 阿字町, 木野山町, 行藤町, 斗升町, 上下町上下
三次市	粟屋町, 穴笠町, 東河内町, 西河内町, 小文町, 山家町, 有原町, 君田町, 布野町, 作木町, 甲奴町(小童, 宇賀, 本郷, 西野, 梶田, 福田), 吉舎町(上安田, 丸田, 清綱, 檜, 吉舎川之内, 辻, 雲通, 徳市), 三和町(上巻, 飯田, 上板木, 大力谷, 羽出庭, 下板木, 福田)		特別地域加算対象地域を除く全域
庄原市	高町, 川西町, 小用町, 本村町, 上谷町, 峰田町, 春田町, 川北町, 濁川町, 門田町, 東城町(新免, 三坂, 小奴可, 内堀, 千鳥, 小串, 塩原, 加谷, 田黒, 菅, 受原, 川鳥, 保田, 森, 竹森, 粟田, 久代, 帝釈宇山, 帝釈山中, 帝釈始終, 帝釈未渡), 総領町(上領家, 中領家, 五筒, 黒目, 亀谷), 西城町, 口和町, 高野町, 比和町		特別地域加算対象地域を除く全域
大竹市	栗谷町, 阿多田		—
東広島市 (※1)	福富町, 豊栄町, 河内町(戸野, 宇山, 小田)		西条町(馬木, 福本, 森近, 大沢), 西大沢一丁目, 西大沢二丁目, 高屋町造賀の一部(小竹地区), 河内町(上河内, 河戸, 中河内, 下河内, 入野), 安芸津町, 黒瀬町の一部(大多田北辺地の区域)
廿日市市	旧佐伯町(玖島, 永原, 峠, 友田, 河津原, 浅原, 虫所山, 飯山, 中道, 栗栖), 旧吉和村		旧大野町, 旧宮島町, 旧佐伯町津田
安芸高田市	八千代町, 向原町, 美土里町, 高宮町, 吉田町(山部, 西浦, 多治比, 相合, 中馬, 上入江, 下入江, 小山, 長屋, 桂), 甲田町(上甲立, 下甲立, 浅塚, 糠地, 深瀬, 高田原(※2), 上小原(※3)),		特別地域加算対象地域を除く全域
江田島市	—		全域
府中町	—		—
海田町	—		—
熊野町	—		—
坂町	—		—
安芸太田町	旧加計町(加計, 下殿河内, 下筒賀, 穴, 坪野), 旧戸河内町, 旧筒賀村		特別地域加算対象地域を除く全域
北広島町	旧芸北町, 旧大朝町, 旧千代田町(川戸, 蔵迫, 中山, 舞綱, 川井, 川東, 川西, 惣森, 壬生, 丁保余原, 新氏神, 木次, 南方, 本地, 新郷, 新都, 寺原, 石井谷, 古保利, 今田), 旧豊平町(都志見, 戸谷, 長笹, 中原, 西宗, 志路原, 上石, 下石, 海応寺, 今吉田, 阿坂, 吉木)		特別地域加算対象地域を除く全域
大崎上島町	全域		—
世羅町	旧世羅町(安田, 戸張, 徳市, 津口, 黒淵), 旧世羅西町(吉原, 黒川, 中), 旧甲山町(東上原, 川尻, 伊尾, 小谷, 宇津戸, 青近, 別迫, 赤屋)		特別地域加算対象地域を除く全域
神石高原町	旧神石町, 旧豊松村, 旧油木町(油木, 安田, 李, 近田, 花濟, 上野, 小野), 旧三和町(父木野, 井関, 坂瀬川, 大矢, 時安, 阿下, 小島, 亀石, 常光, 上, 高蓋, 光信, 光末, 桑木, 階見, 木津和)		特別地域加算対象地域を除く全域

※1: 一部地域の詳細については, 市にお問合せください。

※2: 字女鳥, 字馬通, 字恩田, 字暮坪, 字甲角, 字観音石, 字下杉, 字上杉, 字明光山及び字仁伍山の地域に限る。

※3: 字西ヶ迫, 字小井逸, 字百畦, 字小山, 字原田, 字鹿渡, 字温田, 字城田原, 字大反田, 字立岩, 字寺迫, 字堀迫, 字向山, 字黒平, 字大谷,
字大土山, 字小南, 字柳逸, 字池の内, 字蔭近, 字楨之本, 字中迫, 字古神出, 字先迫, 字切谷, 字前平及び字重宏山の地域に限る。

☆1: この「中山間地域等」には「特別地域」は含まない。

☆2: この「中山間地域等」には「特別地域」を含む。